

研究報告

看護基礎保健教育での臨地実習に関わる SNS(Social Networking Service)の利活用に関する指導の現状と課題

夏目美貴子¹⁾、秋山優美²⁾

¹⁾中部大学生命健康科学部保健看護学科, ²⁾金城学院大学看護学部

要 旨

本研究の目的は看護基礎教育における臨地実習での Social Networking Service (SNS) の使用に関する指導の現状を明らかにすることにある。半構成的面接を行った。対象は、看護師養成施設で実習委員長など、実習全体を統括している教員で、調査内容は、臨地実習に向けて SNS に関して実施している具体的な指導内容・指導の方法・その他 SNS などである。4名の対象から協力が得られた。実施している指導内容は、「学生の態度に関する指導」「病院内の情報の守秘」「学生自身の情報の守秘」「患者情報の守秘」、「他者の危険な投稿を見たときの対応」が抽出された。指導の方法は、「学生の危険な情報投稿の予防」「説明の方法」「指導のタイミング」が抽出された。このことより危険な投稿を未然に防ぐことや、学習に情報機器の機能を有効に活用する指導を検討しているが、その教育上の効果やセキュリティが明確ではなく、教員間でも認識が異なると述べられ、指導を模索している状況が示された。有効で安全性の高い指導の指針を検討する必要性がある。

1. はじめに

Social Networking Service (以下 SNS) は、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供するオンラインサービスであり、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じたりして新たな人間関係を構築する場を提供する。また、近年、特に若者世代ではほぼ全員が使用している状況になってきており¹⁾、今やなくてはならないコミュニケーションツールとなっている。SNS の利用の拡大とともに個人情報の漏洩やトラブルなど多くの問題が生じている。しかし、SNS を禁止できるようなものではない状況の中で、いかに有効に利活用できるかを考えることが重要である。

看護を学ぶ学生達においても近年では SNS の使用に伴う個人情報の漏洩や投稿をめぐる倫理観を問われるなどのトラブルの報告が多々見受け

られる²⁾。看護学生は、臨地実習で特定の患者に看護援助を行うためのさまざまな情報を得る。その中には患者についての非常に繊細な情報が含まれることもある。学習過程にある学生がそれらの情報を比較的容易に手に入れられる状況にある状態で、SNS を通じて患者情報が漏洩する危険性や漏洩に伴うトラブルには最大限に注意が必要である。さらに SNS に関する問題は教員が確認することが困難であり、教員が認識する状況になった時には問題として非常に大きくなっている危険性がある³⁾。

日本看護協会は、記載した内容に個人情報と捉えられる内容は含まれていないか掲載前に慎重に見直し、倫理的なトラブルを未然に防ぐことが重要であると示しているが⁴⁾、SNS の取り扱いについては、医療従事者が自らの行動について確認するチェックリスト⁵⁾や、問題となった事例についてまとめたもの⁶⁾や、ガイドライン存在する。また、国外の看護の職能団体⁷⁾、医師の職能団体

8) や教育機関⁹⁾からもガイドラインが出されているがいずれも概念について示されているものの、具体的な指導を行動レベルまで行い、学生に徹底させることが必要かを示しているものは見当たらない。多くの看護師養成所が独自に示しているガイドラインがあるが、効果的な指導を具体的に示している指針はない。そのような状況の中で各大学、教員がさまざまな工夫をして指導をし、その指導の効果を検証している状況も伺える¹⁰⁾。指導の充実が必要であり、SNS の利活用に関する指導について広くコンセンサスが得られる具体的な指導内容や方法に関する指針があれば、各校必要な内容を十分に教育ができ、患者情報などの匿名性の高い情報の漏洩や、看護学生としての態度を問われるなどの事故を未然に防止することに繋がると考えられる。

看護師養成施設の臨地実習での SNS の利用に関する指導について、具体的で汎用性のある指導の指針を作成するために、まず、本稿においては、現在行われている指導の現状を明らかにすることにより、その課題を示すことを目的としたい。

2. 研究目的

看護基礎教育における、臨地実習での SNS の利活用に関する指導内容の現状と課題を明らかにする。

3. 研究方法

1) 研究対象者

看護師養成機関で臨地実習の統括を担当する教員（実習委員長など）

2) 調査時期

2023 年 10 月から 12 月に実施した。

3) 調査方法

インタビューフォームに沿って SNS の利活用に関する現状の指導について、インタビューを行った。

① 対象属性

② 所属養成機関において SNS の指導指

針についての有無

③ SNS に関して実施している具体的な指導内容（どのような行動をするべきと指導しているか、どのような行動をしないように指導しているか）、臨地実習前に強調しているところはあるか。

④ 指導の効果と指導の必要性についての認識、学生の理解についての確認方法・内容

⑤ SNS の利活用に関する指導について考えていること、感じたこと

4) 対象者への同意の取得方法

A 県内の看護師養成所（大学、専門学校）の中から、無作為抽出法により 10 校を抽出し、看護師養成機関の主任等に対して研究の趣旨・目的を記載した文書を郵送し、研究への同意の可否について、「同意書」を返送してもらう。同意が得られた教育機関の主任等の該当内容の指導を担当している教員に研究協力依頼書を郵送した。協力可能な担当者から同意書の返送を以って同意とみなした。

5) データ収集方法

同意が得られた対象者に対し日時の調整を行い、インタビューフォームに基づいてインタビュー調査を行った。

6) 分析方法

a. インタビューの内容を録音した逐語録から、発言のまとまりを抽出した。

b. 研究者が作成したインタビュー時のメモも参照し、文意を変化させないように、かつ明瞭になるように要約した。

c. 要約した文章について、意味や内容が類似したものをグループ化し、共通の意味を表すサブカテゴリを抽出した。

d. さらにサブカテゴリのもつ意味内容の類似性に基づきグループ化し、更に共通の意味を表すようにカテゴリを抽出した。な

お、分析過程では、SNS についての指導を担当した経験があり、かつ内容分析の経験がある看護学研究者 2 名での分析会議を持ち、複数回にわたって解析結果を見直し、妥当性の確保に努めた。

4. 本研究における倫理的配慮

本研究の全ての過程は、所属機関の倫理審査委員会による承認を得て（承認番号 220031）行った。研究遂行にあたり研究対象者に研究目的、意義、研究参加の任意性の保証、研究参加表明後の撤回の保障、個人情報保護について口頭および文書で説明した。研究への参加は任意であり、研究への協力の有無や回答内容により一切の不利益がないことなどを説明し、承諾を得た。

5. 結果

4 名の対象からの協力が得られた。対象は全員女性であり、所属機関は 3 年制の専門学校であった。インタビュー時間は 35～48（平均 42.5）分であった。以下、具体的に語られた内容を（ ）、サブカテゴリを「 」、カテゴリを【 】として示す。

1. SNS について利活用の指針の有無について

学生の SNS の利活用の指針の有無は、臨地実習要項に SNS の注意点について記載がある学校が 3 校であった。記載がない学校が 1 校であり、その学校は実習病院の指針に準じて指導をしていた。

2. 指導している内容について

指導内容については 40 の指導内容が語られ（表 1）、5 つのカテゴリに分類された。

1 つ目は（インターネットの情報の信憑性を確認するように指導する）など「情報の信頼性の確認」、（表現した言葉により誤解される危険性もあることを伝える）など「SNS の危険性」など、（指導者に関するうわさを SNS で共有しないように指導する）など「実習に関する感情の投稿禁止」、（看護学生として相応しくないかが問われる）など「学生の倫理観の醸成」、（実習に関すること全般について投稿しないよう指導する）など「実習全般の情報について

投稿禁止」、（閲覧範囲が制限されているからと、公開してはいけない情報を投稿することがある）など「閲覧制限がある SNS でも情報流出の危険性」の 6 つのサブカテゴリからなる【学生の態度についての指導】であった。

2 つ目は（受け持ち患者以外のカルテをみないように指導する）など「受け持ち以外の患者情報の禁止」、（写真を撮れないように実習施設に持ち込むタブレットはカメラの部分にはシールを貼る）など「病院内での写真撮影の禁止」、（病院内では、SNS をしないようにいう）など「病院内の情報の発信の禁止」の 3 つのサブカテゴリからなる【病院内の情報の守秘】であった。

3 つ目は（記録はパソコンで作成せず、手書きにしている）など「実習記録の電子媒体での記載」、（実習記録の写真を撮って SNS 上でやりとりしない）など「患者の個人情報の発信の禁止」、（匿名化しても複数の情報から患者が特定されることを注意する）など「複数の情報から個人特定の危険性」、（患者情報という意識がなく、写真を撮って投稿することがある）など「患者との写真撮影の禁止」、（患者と SNS で実習後につながりを持たないように指導する）など「患者と SNS でつながらないように指導」の 5 つのサブカテゴリからなる【患者情報の守秘】、であった。

4 つ目は（自分の位置情報の共有の危険性を伝える）という「学生自身の情報の守秘」からなる【学生自身の情報管理の必要性】であった。

5 つ目は「実習記録の電子媒体での記載」という【電子媒体での記録】であった。

表1. 現在指導をしている指導の主な内容		
カテゴリー	サブカテゴリー	コード
学生の態度についての指導	情報の信頼性の確認	インターネットの情報を信頼性を確認するように指導する
	SNSの危険性	一瞬で投稿した情報が世界中に拡散してしまうことを伝える
	実習に関する感情の投稿の禁止	表現した言葉により誤解される危険性もあることを伝える 教員に対しての否定的な言い方を投稿していることがある 指導者に関するうわさ話をSNSで共有しないように指導する
	学生の倫理観の醸成	禁止事項だけでなくその理由を伝える 個々の学生の倫理観や道徳観をもって行動できるかを教育することが必要 看護学生として対応しないかが問われる
	実習全般の情報について投稿禁止	実習に関すること全般について投稿しないよう指導する
	閲覧制限があるSNSでも情報の流出の危険性	閲覧範囲が制限されているからと、公開してはいけない情報を投稿することがある
病院内の情報の守秘	受け持ち以外の患者情報の収集の禁止	受け持ち患者以外のカルテをみないように指導する
	病院内での写真撮影の禁止	受け持ち患者以外のカルテを誤って見た場合には教員に申告するよう指導する 写真を撮れないように実習施設に持ち込むタブレットはカメラの部分にはシールを貼る
	病院内の情報の発信の禁止	病院内では、SNSをしないようにという 病院内に持ち込んだタブレットで病院内のWi-Fiは使わないように指導する
学生自身の情報管理の必要性	学生自身の情報の守秘	自分の位置情報の共有の危険性を伝える
患者情報の守秘	実習記録の電子媒体での記載	記録はパソコンで作成せず、手書きにしている 患者指導のパンフレットは、患者の名前が入る部分をパソコンを使用しない 学生に1本づつUSBを渡してそれ以外には保存しない、実習に使用したデータを削除するよう指導する
	患者の個人情報の発信禁止	実習記録類を写真に撮らないように指導する 実習記録の写真を撮ってSNS上でやりとりしない 患者の個人情報はSNSに載せない
	複数の情報から個人特定の危険性	複数の情報から患者はさんのことが分かってしまうことがある 匿名化しても複数の情報から患者が特定されることを注意する 患者に関することは特定される情報を投稿しないように注意をする
	患者との写真撮影の禁止	患者情報という意識がなく、写真を撮って投稿することがある 患者と写真撮ることを禁止する
	患者とSNSでつながらないように指導	患者とSNSで実習後につながりを持たないように指導する 患者とSNSで繋がらないように指導する
	他者の危険な投稿を見たときの対応	危険な投稿は完全に消すことはできないが、早めに削除してトラブルは最小限にした方がよい 学生間で危険な投稿があったら、教員に情報を報告するように伝える

3. 指導している方法について

指導している方法については32の指導内容が語られ、3つのカテゴリーに分類された(表2)。

(直接カンファレンスなど学生間で話し合った方がネット上での暴言が少なくなると思う)など「対面での学生間の情報共有の機会」、(実習での感情を帰宅後に引きずらず、解決して帰宅できるように指導する)など「学生の感情の整理」の2つのサブカテゴリーからなる【学生の危険な情報投稿の予防】であった。

また、(外部講師を招いて指導する)という「指導する人」、(実際にあった具体的な事例を示して説明をする)など「事例を基に指導する」、(SNSの危険性についての映像教材を使用

している)「映像教材の使用」からなる【説明の方法】であった。

また、(1年生の入学後すぐの4月くらいの時期から指導をする)など「入学時から指導する」、(入学してすぐに看護学原論で守秘義務について教えている)など「看護学概論の授業での指導」、(実習のオリエンテーションで指導する)など「実習オリエンテーション時に説明する」、(課外活動の一環で指導する)など「実習時間外での指導」、(カンファレンスなど発表時期に、SNSで患者情報について流さないように指導する)など「実習中の重要な時期に注意喚起」、(学生の意識が薄くなるので何度でも大事なことは伝える)など「繰り返し指導する」からなる【指導のタイミング】であった。

表2. 現在指導をしている方法の主な内容		
カテゴリー	サブカテゴリー	コード
学生の危険な情報投稿の予防	対面での学生間の情報共有の機会	対面で情報共有する場を設ける 直接カンファレンスなどで学生間で話し合った方がネット上での暴言が少なくなると思う
	学生の感情の整理	実習での感情を帰宅後に引きずらないように指導する 学生一人一人の理解や感情についてもフォローしてゆくことが必要 解決しないジレンマや問題を抱えて帰ることがないよう指導する
	指導する人	外部講師を招いて指導する
説明の方法	事例を基に指導する	実際にあった具体的な事例を示して説明をする
	映像教材の使用	SNSに関して映像教材を使用している
指導のタイミング	入学時から指導する	実習調整としては1年生で初めて実習に行く時期や、領域実習に行く時に説明をする 1年生の入学後すぐの4月くらいの時期から指導をする
	看護学概論の授業での指導	守秘義務については看護学概論等で教育する 入学してすぐに看護学原論で守秘義務について教えている
	実習オリエンテーション時に説明する	実習開始前の説明会の時に注意点を話す 実習のオリエンテーションで指導する 各実習のオリエンテーションで指導する
	実習時間外での指導	技術の実習でも守秘義務について意識させる 課外活動の一環で指導する
	実習中の重要な時期に注意喚起	カンファレンスなど発表時期に、SNSで患者情報について流さないように指導する 実習が終わると気が緩みがちなので、患者情報をSNS投稿しないように指導する
	繰り返し指導する	何度も同じようなことになっても注意する 学生の意識が薄くなる何度でも大事なことは伝える

表3. SNSについての指導への意見や気づいたこととして挙げられたこと

カテゴリ	サブカテゴリ	コード
個人によるSNSについての意識の相違	投稿の是非に関する判断	教員間でも、写真撮影や投稿などに注意する割合が違う
		投稿する内容の是非の線引きは明確にできない、教員ごとにSNSについて注意すべきと考える事項について意識は違う
	学生のSNSに関する意識	学生は動画や写真を撮ることに慣れ抵抗がない
		学生は患者情報をやりとりしてはいけないことは、何度も聞いていてよくわかっている
情報機器の学習への活用のは是非	学生以外の世代のSNSに関する意識	今の学生達は割とどの学生も知識としては、危険性について入学前から教育されてきてネチケットは知っている
		学生達はSNS小さい時から使ってきたことがある
	情報機器の活用	社会人の世代の人たちの方がトラブルになることもある
		SNSについて非常に詳しい教員がいるわけではない
指導の評価	指導効果が不明	新しいSNSもあり安全に情報が守られるかを考えるとついていかれていない
		SNSに限らず、人間同士が関わればトラブルはある
生成AIの活用	生成AIの活用	実習先でのメモはスマホ上で着けた方が、パスワードで保護でき、失くさない、落とす危険性が低いという提言があった
		インターネット上の情報を信頼性を確認せず活用することがある
指導の評価	指導効果が不明	実習先でのタブレットなどの使用は遅んでいるように認識されることもある
		生成AIを使っている学習などは患者に合った看護を導けるかの指導が必要
指導の評価	指導効果が不明	学生が指導内容をどのように認識しているかは分からない
		学生が実際にどのような投稿をしているかは把握できない

4. その他 SNS について指導への意見や気づいたことについて

その他 SNS についての指導への意見や気づいたことを表3に示す。これらは、3つのカテゴリに分類され、1つは(教員間でも写真の活用について注意する割合が違う)(教員ごとに SNS に関して注意すべきと考える事項について意識が違う)からなる「投稿の是非に関する判断」、(社会人の世代の人たちの方がトラブルになることもある)など「学生以外の世代の SNS に関する意識」、「学生の SNS に関する意識」、など「学生以外の世代の SNS に関する意識」など【個人による SNS についての意識の相違】であった。

他には、(実習先からメモはスマートフォン上で記載した方が、パスワードで保護でき、遺失の危険性が低いという意見があった)(インターネット上の情報の信頼性を確認せず学習に活用することがある)など「情報機器の活用」、(生成 AI を使った学習などは患者に合った看護を導けるかの指導が必要)という「生成 AI」からなる【情報機器の学習への活用のは是非】が挙げられた。

また、(学生が指導内容をどのように認識しているかは分からない)(学生が実際にどのような投稿をしているかは把握できない)など「指導効果が不明」からなる【指導の効果】が挙げられた。

6. 考察

1. 実施されている指導について

各学校が実施している指導時期は、入学時、実習前、実習中、技術の指導の時間などさまざまな機会を活用して、繰り返し指導している状況が明らかになり、SNS 利用

に関する問題への認識の大きさが伺えた。

指導内容としては、患者情報だけでなく、病院内の写真や病院内の情報や、自身の情報についての写真撮影や SNS への投稿について、禁止事項として具体的に示して伝えていた。また、禁止事項を伝えるだけでなく、事例を用いて禁止されている理由を考えることや、看護者としての責任について伝えることで倫理観の醸成のための工夫をしている現状が示唆された。

指導方法として、学生が実習施設から離れた時間・場所にまで、実習での出来事や感情を持ち帰ることができるだけでなく、個々の学生の状況を把握して細かい指導をすることや、対面で学生間でのカンファレンスをする時間を設け、学生個々の感情を整理するようにしていることが挙げられた。臨地実習における SNS による情報漏洩に至る心理的特徴として、実習で頑張っていることを認められたい感情があることが示されていることや¹¹⁾、SNS の利用頻度が高い者は、承認欲求が強い傾向も認められ¹²⁾、学生の努力を認め、学生が感情の整理をはかることや承認欲求を満たすことができれば、SNS 上での感情的な発信が減少する可能性もあると考えられた。しかしながら、このようなさまざまな指導を実施している中で、学生間でどのような内容を SNS 上でやりとりをしているかを教員が把握する手段はなく、指導の効果については評価が難しいと語られた。今後指導を受けている学生が、指導された内容についてどのように認識しているか、また具体的な行動についての評価を検討する必要があると考えられた。

2. SNS に関する指導に感じていることについて

研究対象者は、学生たちは SNS の危険性についての基礎的な知識は既に知っている印象を抱いていた。現在、看護基礎教育課程で教育を受けてきている学生の多くは、学習指導要領¹³⁾に情報モラル教育を受けている世代であり、看護大学生が SNS 利用の危険性を感じている¹⁴⁾ことも示されている。情報モラル教育経験がある者は、教育経験なしの者よりも有意に SNS の利用について注意をしている項目がいくつかあったが、看護学生として捉える必要がある、具体的な患者の個人情報への投稿についての意識には有意差がなかったことを示す研究がある¹⁵⁾。これらのことから、学生たちは SNS の一定の知識があるものの、実際の病院内に入ってから具体的な行動については周知する必要性が示された。

今回の研究でも、写真撮影や投稿について注意する割合が違う、投稿する内容について線引きが明確ではないなど、教員間の指導には差異があることが示された。教員の年齢により情報モラル教育を受けた経験が異なり、個々人により情報機器に触れる割合に違いがあることも一因と考えられた。また、SNS のアプリケーションは経年で変化し年代によって使用されるアプリケーションも差異があり¹⁶⁾、学生に必要な指導も変化すると考えられる。このことから、その時期に適した指導の指針があれば一定の指導ができると考えられた。

電子媒体を用いての実習記録の作成の是非や、スマートフォンのメモ機能の活用のは、電子化した教科書を実習施設に持ち込む際の使用方法についても示された。さらに生成 AI など情報機器の機能の実習での有効活用と患者情報の保護を両立するために検討している状況が示された。看護学臨地実習の記録を含めた、ICT を活用した教育に関する教育効果の検証¹⁷⁾がなされている状況であるが、教育効果とセキュリティの両立を含めての検証の報告は見当たらない。

医療機関での患者情報の漏洩に関わる報道された事例を分析した研究によると、紛失や SNS の書き込みなど個人の意識の低さによるものだけでなく、ハッキングや盗難などの事件の方が多い¹⁸⁾ことも示されており、安全性に関して各学校のみならず、看護基礎教育機関全体として十分な検討をする必要があると考えられる。さらに、病院内でスマートフォンやタブレットなどを使用することに関して、職員等に病院内で学習目的でなく私的な SNS などを行っているように捉えられる¹⁹⁾という報告もあり、情報機器を有効に活用することと患者情報の守秘の両立に向けて検討している状況が見られた。また、その一方で、教員間でも認識が異なることや SNS に詳しい教員ばかりではないことも述べられ、指導については模索している状況が示された。指導内容として同意が得られるような内容を検討していく必要があると考えられた。

3. 今後の指導に関する示唆と課題

本研究では4つの看護専門学校の指導を調査したものであり、看護基礎教育の現状を示したものではない。その中ではあるが、看護基礎教育における SNS の利活用の指導について、さまざまな看護師養成機関が工夫をしながら指導をしている状況が明らかになった。また、その指導の有効性は明確ではなく、どのように情報機器を活用して学習を進めるかも含め模索している状況が示された。今後は、他の医療専門職養成機関も含め対象を拡大するとともに、看護情報学の専門家の意見も得て、有効性の高い指導を抽出し、看護師養成施設の必要な指導として同意が得られ汎用性の高い指導の指針を作成することが急務である。

7. まとめ

本研究から、現在看護基礎教育において SNS についての指導として以下の内容が明らかになった。

1. 実施している指導内容については、【学生の態度についての指導】、【病院内の情報の守秘】、【患者情報の守秘】、【学生自身の情報管理の必要性】、【電子媒体での記録】、の5つのカテゴリに分類された。

2. 指導している方法について、
指導方法については【学生の危険な情報投稿の予防】、【説明の方法】、【指導のタイミング】の3つの
カテゴリに分類された。
3. その他の気づいたこととして、学生の意識や教員間の
指導の違いなどの個々の意識や、スマートフォンの
メモ機能の有効な活用など、さまざまな電子媒体
の機能を用いる提案があるが、安全性や学習方法と
しての有効性を検討していることが明らかになった。

引用文献

- 1) 総務省：通信利用動向調査
. <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nf308000.html>
(2021) (参照 2023 年 10 月 16 日)
- 2) 諸井陽子, 小林元, 菅原亜紀子, 他：医療系学生・
医療専門職が起こしたインターネット上のモ
ラルハザード事例；医学教育, 47 (3) : 185-187.
(2016)
- 3) 橋本勇人, 品川佳満：医療系学生による患者情
報に関する事故の概要と対応-教育機関が把握
しておくべき法的対応を中心として. 川崎医療
短期大学紀要, 33:49-54 (2013) .
- 4) 日本看護協会：個人に関する情報と倫理.
(2020).
<https://www.nurse.or.jp/nursing/rinri/text/basic/problem/kojinjyoho.html>.
(参照 2023 年 10 月 1 日)
- 5) 諸井陽子, 小林元, 菅原亜紀子, 他：モラルハザ
ード事例調査に基づく医療系学生と医療人の
ためのソーシャルメディア利用チェックリス
トの開発. 医学教育, 51 (4) : 401-404 (2020).
- 6) 日本看護学校協議会：SNS における個人情報
取り扱いガイドブック:1-18 (2015) .
- 7) NSCBN: A nurse's guide to the use of social
media. (2018) .
<https://www.nmc.org.uk/globalassets/sitedocuments/nmc-publications/social-media-guidance.pdf>. (参照 2023 年 10 月 1 日)
- 8) American Medical Association:
Professionalism in the use of social
media, (2022) .
<https://code-medical-ethics.ama-assn.org/sites/amacoedb/files/2022-08/2.3.2.pdf>. (参照 2023 年 10 月 1 日)
- 9) Nurses and midwives Council: Guidance on
using social media responsibly(2019)
<https://www.nmc.org.uk/standards/guidance/social-media-guidance/>. (参照 2023 年 10 月 1 日)
- 10) 相撲佐希子, 春田佳代, 諏訪美栄子, 他：看護学
生の SNS 利用における個人情報保護に関する認
識と行動の変容-臨地実習前・後の比較から-.
修文大学紀要, 10:13-21 (2018).
- 11) 處千恵美, 村中陽子：臨地実習における看護系
大学生の SNS による情報漏洩に至る心理的特徴.
三育学院大学紀要, 13(1):1-15 (2021) .
- 12) 村井剛, 早川みどり, 飯村周平, 他：大学生にお
ける SNS 利用とその心理に関する研究-LINE,
Twitter, Instagram, Facebook の比較を通じて.
中央大学保健体育研究所紀要, 37: 7-33(2019).
- 13) 文部科学省：「教育の情報化に関する手引
き」 (2008)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm.
(参照 2023 年 10 月 1 日)
- 14) 松浦彰護, 坂東美知代, 佐藤美央, 他：看護大学
生の SNS 利用における対人コミュニケーション
の特徴. 神奈川工科大学研究報告人文社会科学
編, 44:9-15(2020).
- 15) 小沢久美子, 木立るり子, 五十嵐世津子, 他：看
護学生における SNS 利用と IT リテラシー教育
および道徳的感受性との関連. 日本看護研究学
会雑誌, 41(1):175-187 (2018) .
- 16) 総務省情報通信政策研究所：令和 2 年度情報
通信メディアの利用時間と情報行動に関する
調査報告書 (2020)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-

news/01iicp01_02000098.html. (参照 2023 年 10 月 1 日)

- 17) 蔵本直子, 田尻涼太, 磯野洋, 他: ICT を活用した看護学教育の現状と課題. 金城学院大学論集自然科学編, 20(1):19-25(2023).
- 18) 品川佳満: 医療機関における患者の個人情報に関する事故の現状-電子媒体が関係したケースの分析-. 日本医療情報学会誌 33(6):311-319(2013).
- 19) 中根成寿: kintone を利用した社会福祉実習(ソーシャルワーク実習)記録の電子化の方法と意義. 京都府立大学学術報告公共政策, (13):175-187(2021).

Title: Current Status and Issues of Guidance on the Utilization of SNS (Social Networking Service) Related to On Practical Training in Basic Nursing Education

Author(s): Mikiko Natsume ¹⁾, Yumi Akiyama ²⁾,

Addresses: 1) Department of Nursing, College of Life and Health Sciences, Chubu University, 1200 Matsumoto-cho, Kasugai, Aichi 487-8501, Japan; 2) Department of Nursing, Faculty of Nursing, Kinjo Gakuin University, Aichi, Japan, 2-1723 Omori, Moriyama-ku, Nagoya, Aichi 463-8521 Japan;;

Keywords: Nursing Students, SNS (Social Networking Service)